

被扶養者がいる組合員の皆様へ

被扶養者の認定取消手続を 忘れずに行ってください



収入の超過等による被扶養者の遡及取消が大変多くなっています。

遡って認定取消となる場合、**かかった医療費を返還していただくことが必要**となります。

返還額が高額となる場合がありますので、ご注意ください。

下記のフローチャートを確認し、認定取消となる場合は速やかに手続を行ってください。

被扶養者資格確認チャート

①原則として年間収入の多い扶養義務者が扶養することとなります。(夫婦共同扶養等)

○組合員とその配偶者がともに働いていて、子供を扶養している場合、双方の年間収入を比較して、収入の多い者の被扶養者とする事となっています。

注1:「扶養手当」の支給が行われる場合は、その支給を受けている者の被扶養者として認定します。

注2:「扶養手当」の支給が行われない場合は、夫婦双方の年間収入が同程度(収入の差額が1割以内)であるか、夫婦とも組合員であるときに、認定を受けることができます。

②年額限度額は130万円未満(障害年金受給者又は60歳以上の公的年金受給者は、180万円未満)です。将来に向かって見込まれる収入が、年額限度額未満である必要があります。

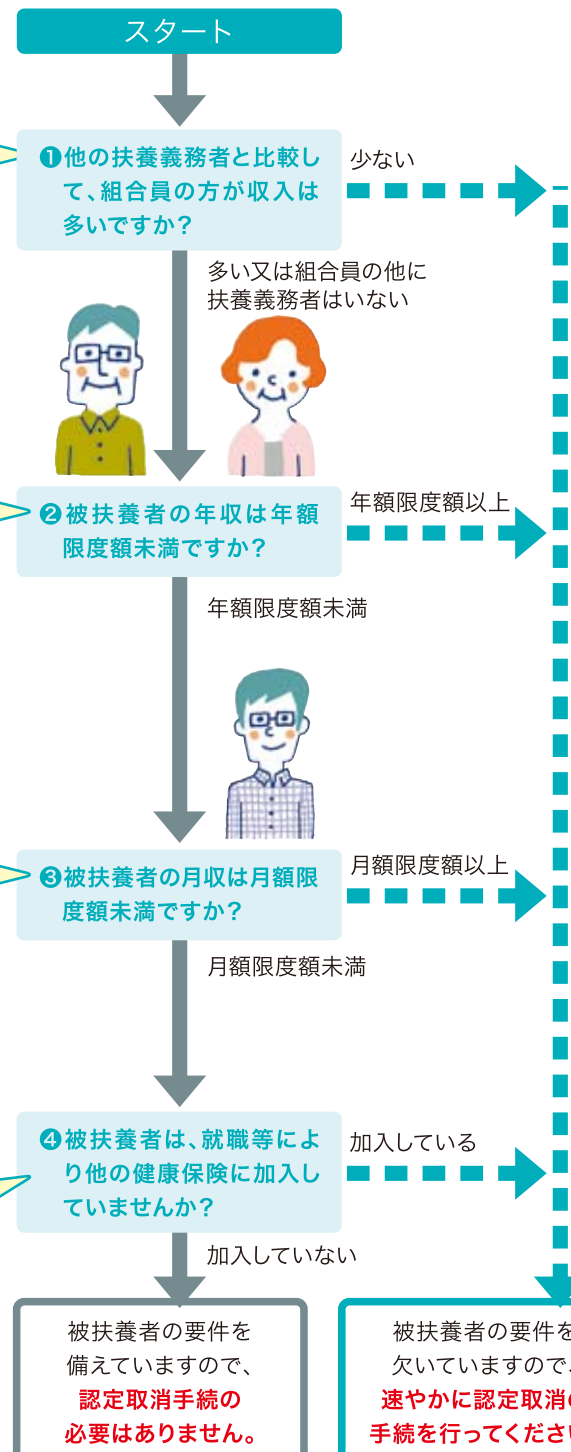
注:年収は、1月から12月までの暦年や年度ではなく、ある月から12か月分の給与の合計額が年額限度額に達したときは、達した月の給与支払日で認定取消となります。

③月額限度額は108,334円未満(障害年金受給者又は60歳以上の公的年金受給者は、150,000円未満)です。

○パート、アルバイト等で、月の稼働日数等が定まらず、月額給与が月額限度額を超えたり超えなかったりと変動する場合でも、**3か月連続して月額限度額以上になったときは**、4か月目の初日で認定取消となります。

○パート、アルバイト等であっても、**採用当初から月額給与が継続して月額限度額以上である場合は**、採用されたときから認定取消となります。(月の中途から採用されている場合でも、その月の給料が1か月分支払われたとすると、採用当初から月額限度額以上の額が見込まれる場合も同様です)

④他の健康保険に加入した日が資格喪失日となります。ただし、それ以前にパート、アルバイト等の収入が上記の限度額以上となった場合は、さらに遡って認定取消となります。



問合せ先 給付貸付課資格係 ☎ 03-5320-6826